

平成25年7月3日

小田原市監査委員 岡 本 重 治
小田原市監査委員 井 上 久 嘉
小田原市監査委員 野 坂 稔

住民監査請求に係る監査の結果について（公表）

地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

第1 監査の請求

1 請求人

（省略）

2 請求の要旨

請求の概要及び請求書に添付された事実を証する書面に基づき本件措置請求の要旨を概ね次のとおりと解した。（原文は末尾に掲載した。）

(1) 請求の対象行為

小田原市教育委員会が、次のとおり負担金等と称して神奈川県公立小学校長会等に対し、平成24年度中に総計1,914,850円を支払った行為

ア 神奈川県公立小学校長会負担金	502,500円
イ 神奈川県公立小学校教頭会負担金	230,000円
ウ 平成24年度神奈川県小中学校校長会教頭会事務局運営費 （小学校分）	420,000円
エ 平成24年度川西地区公立小学校長会分担金	62,500円
オ 平成24年度足柄下地区小学校長会研修会費負担金	75,000円
カ 神奈川県公立中学校長会負担金	220,000円
キ 神奈川県公立中学校長会負担金 （平成24年度日本教育会費分）	34,100円
ク 神奈川県公立中学校教頭会負担金	97,350円
ケ 平成24年度神奈川県小中学校校長会教頭会事務局運営費 （中学校分）	184,800円
コ 平成24年度神奈川県義務教育諸学校事務研究協議会負担金	5,000円

サ 平成24年度郡市中学校教頭会負担金	33,000円
シ 全日本中学校長会編 全国中学研究校便覧ほかの代	50,600円

(2) 対象行為が違法又は不当である理由

ア 補助事業とされていたものが負担金交付事業となった違法性について

平成18年度まで小田原市校長会へ交付されていた補助金については、小田原市補助金等検討委員会からの「補助金のあり方に関する答申」において、補助金交付規則の改正案が提言されていたにもかかわらず、適法な検討をせず、実質的には補助事業のまま負担金へと予算を付け替え継続執行している。これは、既得権と化した補助金を別の名目で継続させようとした公金騙取行為である。

また、小田原市が県単位や全国単位の団体に負担金を支出したことは、地方財政法第4条の5の「割当的寄附金の禁止」に抵触する。

イ 負担金の支出先が任意の団体であることについて

小田原市が任意団体である神奈川県公立小学校長会等に負担金を支出することで、実質的な利益を受けるのは個々の校長等であり、さらに事務局運営費の補てんまで公費で受けることは、公務員倫理に欠ける。

また、県や全国に活動を組織拡大するのは当事者の自由意思であるにもかかわらず、市がそれらの活動の負担金を支弁する理由は無い。

ウ 管轄権限外の支出について

神奈川県義務教育諸学校事務研究協議会負担金は、県費負担職員の任命権者である県教育委員会が予算措置をすべきものであり、小田原市教育委員会が負担することは権限に抛らない違法行為である。

また、全日本中学校校長会が編纂する便覧を公費購入する必要もないのに、「ほかの代」と称して見込予算の執行をしているのは違法である。

エ 不当な支配等について

任意団体である神奈川県公立小中学校の校長会・教頭会と職員団体である神奈川県公立小中学校管理職組合は、構成員が完全重複していることから、校長会・教頭会の構成維持に関わる費用を公費で支弁することは、労働組合法の考え方に照らし不当であるとともに、教育関連諸法にいう「不当な支配」にも該当する。

(3) 請求する措置

市長に対し、平成24年度中に支払われた1,914,850円及び返還まで年5分の割合による遅延損害金を賠償するよう請求する。

第2 監査の実施

1 要件審査及び請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の所定の要件を具備しているものと認め、平成25年5月10日にこれを受理した。

2 監査対象事項

平成24年度に負担金等として総計1,914,850円を神奈川県公立小学校長会等に対して支出したことが、違法又は不当な公金の支出であるか否かを監査対象事項とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人からは、法第242条第6項の規定に基づく新たな証拠の提出及び陳述の希望はなかった。

4 監査対象部局及び陳述

教育部を監査対象とし、法第242条第7項の規定に基づき、平成25年5月20日に教育部長、教育総務課長ほか関係職員から陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係・確認事項

(1) 負担金等について

支出負担行為伺票及び請求書等により、各々の負担金等の金額、内訳及び支払日が次の表のとおりであることを確認した。

[小学校費分]

負担金等名称（内訳）	金額（内訳）	支払日
(ア) 神奈川県公立小学校長会負担金 （神奈川県公立小学校長会費） （全国連合小学校長会費） （関東甲信越地区小学校長会費） （日本教育会費） （神奈川県公立小学校管理運営研究会費）	502,500円 (200,000) (162,500) (37,500) (77,500) (25,000)	平成24年6月6日
(イ) 神奈川県公立小学校教頭会負担金 （神奈川県公立小学校教頭会費） （全国公立学校教頭会費） （関東甲信越地区公立学校教頭会費）	230,000円 (85,000) (115,000) (30,000)	平成24年6月6日
(ウ) 神奈川県小中学校校長会教頭会事務局運営費 （小学校長分） （小学校教頭分）	420,000円 (225,000) (195,000)	平成24年6月6日

(エ) 川西地区公立小学校長会分担金 (研究会負担金) (研究大会分担金)	62,500円 (12,500) (50,000)	平成24年6月6日
(オ) 足柄下地区小学校長会研修会費負担金	75,000円	平成24年12月18日

[中学校費分]

負担金等名称(内訳)	金額(内訳)	支払日
(カ) 神奈川県公立中学校長会負担金 (神奈川県公立中学校長会費) (全日本中学校長会費) (関東甲信越地区中学校長会費) (神奈川県公立中学校管理運営研究会費)	220,000円 (110,000) (82,500) (16,500) (11,000)	平成24年6月6日
(キ) 日本教育会費分	34,100円	平成24年6月6日
(ク) 神奈川県公立中学校教頭会負担金 (神奈川県公立中学校教頭会費) (全国公立学校教頭会費) (関東甲信越地区公立学校教頭会費)	97,350円 (33,550) (50,600) (13,200)	平成24年6月6日
(ケ) 神奈川県小中学校校長会教頭会事務局運営費 (中学校長分) (中学校教頭分)	184,800円 (99,000) (85,800)	平成24年6月6日
(コ) 神奈川県義務教育諸学校事務研究協議会負担金	5,000円	平成24年7月4日
(コ) 郡市中学校教頭会負担金	33,000円	平成24年10月3日
(シ) 全国中学校研究校便覧ほかの代 (全国中学校研究校便覧) 11校分×@1,000 (中学校) 11校分×@3,600	50,600円 (11,000) (39,600)	平成24年6月6日

(2) 団体等の概要

主な4団体等の概要について、次のとおり各会の規約等により記した。他団体については、内容が類似しているため記載を省略した。

ア 神奈川県公立小学校長会

目的 豊かな心で主体的に生きる子どもの育成をめざし、交流と連携を密にした教育経営を通して、県下小学校教育の創造と発展を図り、活力ある学校経営に資すること

事業 ①学校経営の充実発展に資する研修・調査研究、②県下公立小学校教育推進に必要とする情報収集並びに広報、③教育課程の編成並びに教

育制度への対策を含む諸条件の整備と改善、④会員・教職員の処遇改善、⑤郡市校長会並びに6地区校長会との連携、⑥神奈川県教育委員会・教育関係諸機関並びに関係諸団体との連携、⑦その他、本会の目的を達成するために必要な事項

構成員 神奈川県内の公立小学校長をもって組織

事務局 神奈川県小中学校校長会教頭会事務局

会費 年額8,000円(1校あたり)

その他 全国連合小学校長会、関東甲信越地区小学校長会連絡協議会に加盟

イ 神奈川県公立小学校教頭会

目的 会員相互の連携を密にし、相互共励の実をあげ、県校長会の協力を得て県下小学校教育の進展を図ること

事業 ①教頭の職能に関する研究協議並びにこれの実践、②教育の進展に関する研究調査並びにその具現、③会員の教養並びに互助厚生、④関係諸団体との連絡・交渉、⑤その他必要な事項

構成員 神奈川県内の公立小学校教頭(副校長)をもって組織

事務局 神奈川県小中学校校長会教頭会事務局

会費 年額3,400円(1人あたり)

ウ 神奈川県小中学校校長会教頭会事務局

目的 神奈川県小中学校校長会教頭会の運営を円滑にするため

業務 ①一般業務、②諸会議に関する業務、③申請書、要望書等文書作成業務、④集金に関する業務、⑤関東甲信越地区研究大会、全連小・全日中・全公教研究大会に関する業務、⑥平成25年度関東甲信越地区公立学校教頭会神奈川大会の準備に関する業務

運営 運営委員会による運営

職員 事務局長、事務局次長、事務局員

所在地 神奈川県教育会館内

会費 月額校長750円、教頭650円(1人あたり)

エ 神奈川県義務教育諸学校事務研究協議会

目的 学校事務の研究活動の充実と学校事務職員の資質の向上をはかり、もって神奈川県の教育の発展に寄与すること

事業 ①各地区の研究成果の活用、②各地区の情報交換、③研究、④研修、⑤調査、⑥広報、⑦その他本会の目的達成に必要なこと

構成員 神奈川県内地区単位研究組織で構成

会費 各地区分担金

2 監査委員の判断

(1) 判断

ア 補助事業とされていたものが負担金交付事業となった違法性について

請求人は、小田原市校長会への補助金について負担金と名を変えて継続しているのは問題だとしているが、規則改正は補助金交付手続等について提言されたもので、本件に関する補助金等検討委員会の答申は、市として必要であれば補助事業でなく市の直接執行とすべきとしたものであり、現状は、それに沿う形に改善されている。

例えば現在、市が負担金を支出している神奈川県公立小学校長会は、その目的を「豊かな心で主体的に生きる子どもの育成をめざし、交流と連携を密にした教育経営を通して、県下小学校教育の創造と発展を図り、活力ある学校経営に資すること」とし、事業活動は「学校経営の充実発展に資する研修・調査研究」、「県下公立小学校教育推進に必要とする情報収集並びに広報」等を行っている。

小田原市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）によれば、同校長会へは県下の公立小学校全校の校長が参加しており、こうした公益性の高い団体へ校長が参加し研鑽を重ねることによって、校長としての見識を広め、学校管理能力を高めることが可能となり、ひいては、本市の教育活動の一層の向上に資するものであることから、直接負担金を支出することとしたとのことである。

こうした行政間の横の連携組織を作り、情報を交換し、研修の場とすることは、行政の各分野で通常行われていることであり、校長等教職員の場合においてもその意義は十分に認められるものであると思料する。

次に、地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条の5の「割当的寄附金の禁止」は、国又は地方公共団体が住民等に対し、寄附金を割り当てて強制的に徴収することをしてはならないことを規定したものであり、本件のような県単位及び全国単位の団体等への負担金の支出は、この規定に抵触するものではない。

イ 負担金の支出先が任意の団体であることについて

請求人は、神奈川県公立小学校長会等の市が負担金を支出している団体（以下「県校長会等」という。）は任意の団体であり、負担金を支出することで実質的な利益を受けるのは、本来、会費を負担すべき個々の校長等であるとして、市が県校長会等の会費のみならず事務局費用まで公費で負担していることには理由がないと主張している。

確かに、県校長会等は任意の団体であるが、前述したとおり、市がその必要性から負担金を直接支出することとしたものであり、これは校長等の各団体への加盟を公務として位置付けたものと言える。また、公務で参加する校長等によって組織された団体は、個々の校長等の私的な場ではなく、行政の組織の一部である

ということができることから、この会費は校長・教頭が任意に支払うものではなく、公費で負担すべきものである。

また、県内公立小中学校の全校長・教頭が参加する大規模な組織を円滑に運営していくために小中学校の校長会、教頭会の4団体は共同で専任の事務局を設置しており、その運営に必要な費用を各市町村が負担しているのも公務である以上当然のことといえる。通常、事務局運営費は、主たる負担金に含まれる場合が多いが、本件のように運営費を別途負担として、その用途をより明確にしていることは、合理的な費用負担の方法であるとも言える。

また、請求人は県や全国に組織を拡大するのは当事者の自由意思であると主張しているが、全国や関東ブロックへの加盟資格は、個々の校長等ではなく、都道府県単位の校長会等であり、各市町村は、校長会等がより広範囲に情報を交換し、知見を広め、さらには国に対する働きかけの場を確保していくことの必要性を認めて県校長会等の会費に含まれた負担金を支出しているものであり、特に支障はないものと思料する。

ウ 管轄権限外の支出について

請求人は、神奈川県義務教育諸学校事務研究協議会負担金について、任命権者の神奈川県教育委員会が予算措置を講ずべきもので、市教育委員会の権限に拠らないものであると主張している。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第45条第1項では、「県費負担教職員に対する研修は、地方公務員法第39条第2項の規定にかかわらず、市町村委員会も行うことができる。」と規定している。また、研修の方法として昭和30年10月6日付の行政実例においては、「職員の研修は、任命権者自ら主催して行う場合に限らず、他の機関に委任して行う場合、特定の教育機関への入所を命じた場合等を含むものと解する」と示されている。

同協議会は、「学校事務の研究活動の充実と学校事務職員の資質向上を図り、もって神奈川県の教育の発展に寄与する」ことを目的に様々な研修や調査に取り組むなど、学校教育と結びつき、学校教育の充実あるいは振興に資する活動を行っているところであり、市教育委員会が研修の場としての必要性を認め、会費を負担していることは、市教育委員会の権限の範囲内であるものと思料する。

次に、請求人は、全日本中学校校長会が編纂する便覧を公費購入する必要もないうえに、「ほかの代」と称して見込予算の執行をしていると主張しているが、市教育委員会は、「全国中学校便覧」は、全国の200を超える学校の研究概要が取りまとめられた内容であり、「中学校」は、学校現場で必要とされる情報を毎月発信しているものであるため、本市における学校教育の充実や振興に必要なものであると述べている。そしてそのことは、認められた予算の範囲内で執行されたも

のであり、また、「ほかの代」とは、本市の会計事務手続きの中で2種類以上の物品等があるときに摘要欄に記載する一般的に使用されている表記であり、見込予算を執行したものではない。

エ 不当な支配等について

請求人は任意団体である神奈川県公立小中学校の校長会・教頭会の構成維持に関わる費用を小田原市が支弁することは、労働組合法の考え方に照らし不当であり、教育関連諸法に言うところの「不当な支配」に該当すると主張している。

まず教育関連諸法との関係においては、校長等は公務として校長会・教頭会に派遣され、学校教育の創造と発展を図り活力ある学校経営に寄与するため活動しているものであり、これは、市教育委員会と校長会・教頭会とが同じ目的を持ってその実現のために共に意を注いでいることにほかならず「不当な支配」とは言えないものと考えらる。

また、職員団体である管理職組合と任意団体である校長会・教頭会は、団体の構成員が同じであるとはいえ、目的を異にする全く別個の組織であり、市は教育目的の実現のために校長会・教頭会へ公費負担しているものである。そもそも管理職組合との間に支配、介入という関係が生じ得る地方公共団体の当局は、県知事及び県教育委員会であり、市はその枠外にあると言え、この点からも「不当な支配」という考え方はあてはまらないものと思料する。

(2) 結論

以上のことから、本件請求に係る負担金等の支出が違法又は不当な公金支出であるとする請求人の主張には理由がないと判断した。

よって、本件請求はこれを棄却する。

原文

小田原市職員措置請求書

1、 請求の要旨

(1) 請求の対象者 小田原市長

(2) 請求の対象行為

小田原市教育委員会が、負担金と称して神奈川県公立小学校長会等に対し、平成24年度中に校長会負担金等として、総計1,914,850円を支払った行為。

(3) 対象行為が違法又は不当である理由

対象行為明細

小学校費として

No	支出件名	金額
1	神奈川県公立小学校長会負担金	502,500円
2	神奈川県公立小学校教頭会負担金	230,000円
3	平成24年度神奈川県小中学校校長会教頭会事務局運営費(小学校分)	420,000円
4	平成24年度川西地区公立小学校長会分担金	62,500円
5	平成24年度足柄下地区小学校長会研修会費負担金	75,000円
小計		1,290,000円

中学校費として

No.	支出件名	金額
1	神奈川県公立中学校長会負担金	220,000円
2	神奈川県公立中学校長会負担金 (平成24年度日本教育会費分)	34,100円
3	神奈川県公立中学校教頭会負担金	97,350円
4	平成24年度神奈川県小中学校校長会教頭会事務局運営費(中学校分)	184,800円
5	平成24年度神奈川県義務教育諸学校事務研究協議会負担金	5,000円
6	平成24年度郡市中学校教頭会負担金	33,000円
7	「全日本中学校長会編 全国中学研究校便覧」ほかの代	50,600円
小計		624,850円

上記、小学校費と中学校費の総計は1,914,850円であるが、以下にその支出が違法であることの理由を述べる。

① 補助事業とされていたものが負担金交付事業となった違法

本件負担金は平成18年度以前には、小田原市立小学校長会と同中学校長会とが、それぞれ校長会費等と教頭会費等を補助対象事業として小田原市長に補助金交付申請をし、各校長会に補助金として執行されていたものである。(事実証明書1 P30)

行政組織で言うところの負担金とは、通常、国または地方公共団体が特定の公共事業を行う場合に、その事業に要する経費の全部または一部にあてるために、その事業と特別の関係のある者に対して課する金銭給付義務の内容をなす金銭をいうのであるが、本件負担金は補助事業としての適格性を検討する機会があったにもかかわらず、適法な検討をせず、従来通り実質的には補助事業として、以後は負担金へと予算を付け替え継続執行されているものである。

また、本件負担金等は、県単位の団体や全国単位の団体に小田原市教育委員会が直接執行しているにもかかわらず、県単位あるいは全国単位で広域行政行為として執行するための合意形成がされた事実を寡聞にして聞くことができない。

小田原市ならびに小田原市教育委員会として単独で裁量し執行したと史料されるので、本件行為は地方財政法第4条の5に規定する「割当的寄付金の禁止」に抵触する違法行為であると断ぜざるをえない。

また、本件負担金等については「補助金のあり方に関する答申」(事実証明書1)において補助金交付規則の改正案が提言されているのであるが、規則改正されずに現在に至っていることから、既得権と化した補助金を別の予算費目で継続させようとした公金騙取行為にしか過ぎない。(事実証明書2)

② 負担金の支出先が任意の団体であること

これらは負担金と称し、公益性があるように思わせているが、実質的な利益(自己負担すべき任意団体の会費を公費に転嫁すること)を受けるのは個々の校長と教頭である。また、これらが組織し統合した事務組織である校長会教頭会は、小学校も中学校も、ともに任意の団体であるところ、事務局運営費という人件費の補填を公費で受けているという、教職員の指導的立場にある者と言えないような公務員倫理に欠ける違法行為を行っているのである。

市、郡市、県、全国と、校長会や教頭会の活動を組織し拡大するのは、当事者の自由意思によるべきで、小田原市が地方自治体としてそれらの活動を負担金として支弁する理由は昔も今も何処にも無い。

繰り返し申し上げるが、公務員である県費負担教職員としての校長や教頭が組織しているからといって、これら団体に直ちに公益性は認められないし、また、これら団体を運営するための会費は、本来は構成員である校長や教頭が任意に拠出すべきもの

である。これら任意団体の会費は言うに及ばず、事務局運営費までも公費で重ねて負担する理由など何処にも無い。

小中学校の校長会と教頭会とが共同の事務局である「神奈川県公立小中学校校長会教頭会」を構成しているがために、その事務局運営費なるものまで負担金と称して支出しているに至っては、もはや指弾を免れることはできない。自己負担すべき会費で事務局を運営すれば良いだけのことである。

③ 管轄権限外の支出

中学校費に、義務教育諸学校事務研究協議会負担金なるものが示されているが、学校事務の研究をするのであれば服務監督権者として小田原市教育委員会が直接執行して、学校事務研究の場を設定すれば済むこと。県単位での研究を行うのであれば、任命権者としての神奈川県教育委員会が予算措置を講ずべきものであり、権限に拠らない確信的違法行為としか言いようがない。

同様に、全日本中学校長会の編纂する便覧を公費購入する必要もないうえに、ほかの代と称して、見込予算の執行をしているのは違法である。

④ 神奈川県公立小学校中学校校長会教頭会事務局が置かれている一般財団法人神奈川県教育会館とは、一体どのような団体であるのか。

事実証明書3のように、1階～3階まで教職員で構成している諸団体が入居している会議室等も備えている。わずかに4階がホール・会議室として一般利用に供されているだけで、公益財団法人としての活動は乏しい。であるからこそ、平成25年4月に、平成20年11月からの5年間の猶予期間を経て、一般財団法人となったわけである。これは、公益事業をすることもあるかもしれないが、主たる業務として収益事業をすることに支障がないという組織形態でしかない。2階には「かながわ民主教育政治連盟」という神奈川県選挙管理委員会に届け出た政治団体も入居している。

この政治団体は、その収入のすべてを神奈川県内の教職員組合（神奈川県教職員組合、横浜市教職員組合、川崎市教職員組合）に依存して、教職員の政治活動の拠点となっている。この政治団体を加えれば、この一般財団法人の構成団体は4団体となる。

その神奈川県教育会館の基礎的収入源は、構成団体と呼ばれる神奈川県教職員組合（神教組という）、神奈川県公立小中学校管理職組合（管理職組合という）、神奈川県公立小中学校校長会教頭会（校長会教頭会という）、かながわ民主教育政治連盟（民主教育政治連盟という）の4団体が支払う賃料（構成会費）である。

神教組と管理職組合はそれぞれ地方公務員法に規定される連合体としての職員団体であるところ、校長会教頭会は任意団体であり、民主教育政治連盟は単なる政治団体である。上記構成団体の内、職員団体である管理職組合と任意団体である校長会教頭会とで構成員が完全重複している。

職員団体は実質的にも労働組合と看做されているが、公務員の団体であるがゆえ直ちに労働組合法の適用がない。これを奇貨として管理職組合への公費負担はできない

が任意団体への公費負担はできるとして、労働組合法第7条第3項規定に抵触する「結成、運営」の支配に実質的に踏み込んでいるものと指摘しておく。

地方公務員法に規定される「職員団体」は公務に携わる者として、警察職員や消防職員等、非常の際にも団結権や団体交渉権などを行使することなく勤務することを求めたもので、その他の職員については労働組合法の適用を受けると解されるべきである。つまり、同一の構成員が時に団結権をもとにして団体交渉権を行使することができるのであるから、使用者（任命権者）に一方の団体を構成する費用の負担をさせてはならないのです。李下に冠を正さずという故事を教職員として自覚すべきです。疑念を抱かれるようなことはしてはならないのです。これを任命権者や服務監督権者が許容してはならないのです。

校長会教頭会が任意団体であっても、その構成維持に関わる費用を支弁することは、教育関連諸法に言うところの「不当な支配」に該当する違法行為にあたります。

管理職組合と校長会教頭会の明確な役割分担があったとしても、本件負担金等の支出は違法であると考えます。いかなる団体であるにせよ、任意団体の基礎的構成費を公費で支弁する法的根拠は無いからです。

これらの公費負担をしなければ得られない学校教育の充実や研究成果とは、一体どのようなものなのか。そのようなものがあるとも思えないし、近年、神奈川県学校教育は不登校や校内暴力で全国一となっている。指導的立場の教職員が、社会に範を示すべき時が到来していると考えます。そのためにも、根拠のない公費支出を直ちに止めるべきであると考えます。

(4) 市に生じた損害

前任市長の時に、本件負担金は補助金として執行されていたのである。この予算の執行について検討したにもかかわらず改善は図られなかった。

現市長になってさらに4年間、事業仕分けなど衆目を集めるパフォーマンスをするかたわら、本件負担金等については適正な検討がされることはなかった。折りある度に「新しい小田原」を標榜する現市政においても、こうした違法行為が看過され続けて、平成24年度に支出総計と同額の1,914,850円が市に損害として生じた。

(5) 賠償責任及び措置請求

(a) 市長の責任

- ① 市長は公金支出に対する指揮・監督権限のみならずその義務をも有しているが、違法な公金支出を軽微な不注意で阻止できなかったのではなく、負担金として支出するものについて、その予算の目的と効果を理解すべき責任があります。これを怠り損害を与えた賠償責任があります。

(b) 措置請求

市長に対し、平成24年度中に支払われた1,914,850円及び返還まで年5分の割合による遅延損害金の賠償をするよう請求致します。

2、請求人

(省略)

上記の通り地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

事実証明書 1：補助金のあり方に関する答申抜粋（表紙、P1～16、P30）
（小田原市補助金等検討委員会 平成18年11月）

事実証明書 2：小田原市補助金の交付等に関する規則

事実証明書 3：一般財団法人神奈川県教育会館フロアガイド

事実証明書 4：諸負担金等の明細について（小学校費）

事実証明書 5：諸負担金の明細について（中学校費）

事実証明書 6：支出負担行為伺票（小学校費）

事実証明書 7：支出負担行為伺票（中学校費）

平成25年5月8日

小田原市監査委員 殿